

(9) 不正行為に関する処置

次のことをすると不正行為となることがあります。不正行為を行った場合は、それ以後の受験はできません。また、「長崎大学工学部の考査に係る不正行為の取扱いに関する申合せ」により、既に受験した試験科目（定期試験時間割掲載科目）の受験も無効となります。なお、上述の試験には、「定期試験」、「追試験」及び「再試験」のすべてを含みます。

- ・「試験受験について」を遵守しないこと。
- ・カンニング（カンニングペーパー・参考書・電子機器類の所持、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ・机の上の落書き。（落書きがある場合は、試験監督者に事前に申し出ること。）
- ・試験時間中に電子機器類や時計の音（着信・アラーム・振動音など）を鳴らすこと。
- ・試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ・試験場において、試験監督者等の指示に従わないこと。
- ・その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

長崎大学工学部の考査に係る学生の不正行為の取扱いに関する申合せ

平成21年10月1日工学部代議員会制定

(趣旨)

第1条 この申合せは、長崎大学工学部規程第11条第2項の規定に基づき、長崎大学工学部（以下「本学部」という。）の考査において不正行為を行った学生（以下「不正行為学生」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この申合せは、本学部授業科目を履修するすべての学生を対象とする。

(対象となる考査の範囲)

第3条 前期（第1クォーター及び第2クォーター）の定期試験期間、又は後期（第3クォーター及び第4クォーター）の定期試験期間において、本学部の定期試験時間割に掲載され、かつ、試験が実施された科目の試験時間中に不正行為が認められた場合には第4条により処置を行う。なお、集中講義科目及び再試験科目についても定期試験期間中に試験時間割に則って試験が行われた場合には第4条により処置を行う。

(処置内容)

第4条 不正行為が認められた学期（前期には、第1クォーター及び第2クォーターを含み、後期には、第3クォーター及び第4クォーターを含む。）に履修した本学部のすべての授業科目のうち、定期試験時間割に掲載され、試験が実施されたすべての科目の考査を無効とする。

(不正行為の届出)

第5条 授業担当教員（試験監督補助者を含む。以下同じ。）は、本学部の考査において不正行為の疑いがある場合は、所定の報告書により学部長に届け出るものとする。

(事情聴取)

第6条 不正行為の疑いがある学生に対する事情聴取は、授業担当教員の立会いの下に、教務委員長が学部長の付託を受けて行う。

(事実認定)

第7条 不正行為に係る事実認定は、教務委員長による事情聴取の結果を基に、工学部教務委員会を経て工学部代議員会（以下「代議員会」という。）が行う。

(異議申立て)

第8条 前条の規定による事実認定に不服がある学生は、学部長から告知を受けた日から1週間以内に文書により代議員会に異議申立てを行うことができる。

2 代議員会は、前項の異議申立てがあった場合には、必要な再調査を行った上、改めて事実認定を行うものとする。

(決定及び通知)

第9条 前条の所定の期日までに異議申立てがなかった場合又は異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があった場合には、学部長は、認定内容及び第4条の処置内容を決定の上、文書により不正行為学生及び保護者に通知するものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この申合せの制定前の試験中の不正行為に対する「履修の手引き」の記載文とその解釈に対する申合せについて（平成17年10月12日代議員会承認）は、平成21年10月1日から廃止する。

附 則

この申合せは、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。